

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課) 125

告 示

- 一般競争入札の資格に関する公示..... (生活文化・青少年室) 126
- 一般競争入札の実施..... (生活文化・青少年室) 127
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)の届出..... (地域産業課) 128
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出..... (地域産業課) 128
- 土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定..... (土地改良指導課) 129
- 土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課) 129
- 道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課) 129
- 一般競争入札の実施..... (水産林務部総務課) 129
- 知事権限に係る保安林の指定の予定(2件)..... (治山課) 130
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 131
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 131
- 建設業者に対する監督処分..... (建設情報課) 132
- 公共測量の実施の通知..... (建設部総務課) 132
- 山村振興法による市町村道の代行事の完了..... (道路計画課) 132
- 道路の区域の変更..... (道路整備課) 132
- 道路の供用の開始..... (道路整備課) 133
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 133
- 都市計画の変更の決定..... (都市計画課) 133
- 都市計画法第66条の規定による都市計画事業の施行..... (都市環境課) 133
- 都市計画法第66条の規定による都市計画事業の事業計画の変更..... (都市環境課) 134
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村公共下水道工事の一部完了
..... (公園下水道課) 134

公 表

- 争議行為の通知..... (労政福祉課) 134
- 北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更..... (漁業管理課) 134

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 134

道釧路土木現業所告示

○一般競争入札の実施..... 136

道教育庁釧路教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 136

道旭川方面公安委員会告示

○道交法の規定に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱..... 137

道警察本部告示

○一般競争入札の実施..... 137

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第129号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「法第71条の26」の次に「、第71条の47、第71条の67」を加える。

別記第48号様式の2の(表)中 「地方税法第72条の³⁹₄₁適用」 を 「地方税法第72条の

適用」に、

区 分	更 正 決 定 額			既 に 納 付 の 確 定 し た 額			差 引 納 付 す べ き 税 額
	課 税 標 準 額 (円)	税 率 (%)	税 額 (円)	課 税 標 準 額 (円)	税 率 (%)	税 額 (円)	
法	所 得 金 額						
	収 入 金 額						
人	年 万 円 以 下 の 金 額						
	年 万 円 を 超 え						
	年 万 円 以 下 の 金 額						
	年 万 円 を 超 え る 金 額						
本	経 済 税 率 不 適 用 法 人 の 金 額						
	計						
業	収 入 金 額						
	仮 装 経 理 に 基 づ く 事 業 税 額 の 控 除 額						
道	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額						
	計						
税 分	合 計						

を

区 分	更 正 決 定 額			既 に 納 付 の 確 定 し た 額			差引納付すべき税額 (円)
	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	
法 人	所 得 金 額						
	付 加 価 値 額						
	資 本 等 の 金 額						
	収 入 金 額						
本 業	所 得 金 額						
	付 加 価 値 額						
	資 本 等 の 金 額						
	収 入 金 額						
道 税	所 得 金 額						
	付 加 価 値 額						
	資 本 等 の 金 額						
	収 入 金 額						
分	仮装経理に基づく事業税 額の繰越控除額						
	租税条約の実施に係る 事業税額の繰越控除額						
	合 計						
	仮装経理に基づく事業税 額の繰越控除額						
	租税条約の実施に係る 事業税額の繰越控除額						
の 内 訳							
所得割							
付加価値割							
資本割							
収入割							

に改める。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。ただし、別記第48号様式の2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

告

示

北海道告示第2167号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年12月24日に一般競争入札の告示を行う「平成15年度アジア・フィフティーン・プログラム」委託業務
- (2) 資 格 「平成15年度アジア・フィフティーン・プログラム」委託業務に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 「平成15年度アジア・フィフティーン・プログラム」の招へい者の送迎、宿泊及び食事等に係る業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種旅行業の登録をしており、かつ、社団法人日本旅行業協会に正会員として加盟している者であること。
- (6) 道内に本社又は支店（営業所）等を有する者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年12月24日から平成16年1月9日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）

イ 提出先の住所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期限及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期限 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契

約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第2168号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

「平成15年度アジア・フィフティーン・プログラム」委託業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約の日から平成16年3月30日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第2167号に規定する北海道の資格を有すること。

3 条件付き一般競争入札参加資格者の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年12月24日から平成16年1月9日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道本庁舎12階環境生活部1号会議室

(2) 入札日時 平成16年1月15日（木）午前10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書の作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 514

(4) 詳細は、入札説明書による。

(5) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第2169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4月26日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン旭川西ショッピングセンター 旭川市緑町20～23丁目、錦町21～23丁目

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 届出書添付書類「別添2 変更前」に表示

(変更後) 届出書添付書類「別添3 変更後」に表示

(4) 変更する年月日 平成16年4月3日

(5) 変更する理由 来店車両の円滑な出入の確保のため

2 届出年月日 平成15年12月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道上川支庁商工労働観光課及び旭川市商工観光部商業課

(2) 縦覧期間 平成15年12月24日（水）から平成16年4月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで）

北海道告示第2170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4月26日までに北海道根室支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ポスフル根室店 根室市常盤町3丁目9番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

寺島興業株式会社 代表取締役 寺島 隆司

根室市光洋町2丁目30番地

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻 午前10時（年間60日は午前9時）

閉店時刻 午後8時（年間60日は午後9時）

(変更後)

開店時刻 午前8時30分

閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分（年間60日は午前8時30分）から午後8時30分（年間60日は午前9時30分）まで

(変更後) 午前8時から午後10時まで

(4) 変更する年月日 平成15年12月11日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ポスフル 代表取締役 大川 祐一

札幌市白石区本通21丁目南1番10号 ほか5者

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,359㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、北海道経済部地域産業課及び北海道根室支庁商工労働観光課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

- 2 届出年月日 平成15年12月10日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所 1の(5)の工に同じ。
- (2) 縦覧期間 平成15年12月24日(水)から平成16年4月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで)

北海道告示第2171号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成15年12月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
新冠町農業協同組合	若園2	災害復旧(農業用施設)	北海道日高支庁
同	若園3	同	同
同	若園4	同	同
同	泉	同	同

北海道告示第2172号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
京極町	四区	基盤整備促進[基盤整備](農業用排水)	平成15.9.10
真狩村	真狩南	小規模土地改良(暗きょ)	同 15.11.17

北海道告示第2173号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
-----	-------	-------

天 北 南 部 広域営農団地農道整備 平成14.11.19

北海道告示第2174号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ(ノートパソコン) 85台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成16年3月5日
- (4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 北海道内に事業所を有すること。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎10階水産林務部1号会議室
- (2) 入札日時 平成16年1月16日 午後2時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除及び納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等又は電報による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
提出期限 平成16年1月8日
提出場所 3に同じ。
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道水産林務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 129
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第2175号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 静内郡静内町字西川524の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2176号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 北見市仁頃町310の1、311の1から311の4まで、312の1から312の5まで
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡西興部村字奥興部309・312（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、148から158まで、313から315まで

- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字奥興部153・154・157・158・313から315まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、148から152まで、155、156、309 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び西興部村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第2177号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成15年12月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡厚岸町別寒辺牛10（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 阿寒郡阿寒町字シュリコマベツ23（次の図に示す部分に限る。）、20から22まで、24から26まで、27の5、27の6、27の9、27の12、27の13、字チクショベツ1から5まで	(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第2178号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成15年12月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更保安林の所在場所 紋別郡丸瀬布町上武利90の1・91（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 指定施業要件変更保安林の所在場所 紋別郡丸瀬布町上武利503、504 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。
---	--

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 指定施業要件変更保安林の所 紋別郡丸瀬布町上武利505
在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2179号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により告示する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 処分をした年月日 平成15年10月31日
- (2) 処分を受けた者
- 商号又は名称及び代表者の氏名 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 建設業の許可の番号
有 限 会 社 札 輝 建 設 村 木 輝 男 札幌市東区東苗穂11条2丁目4 - 1 般 - 10 石第16351号
- (3) 処分の内容
- 許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
- 申請者が建設業法第8条第8号及び同法第29条第1項第2号に該当する。

- 2(1) 処分をした年月日 平成15年11月25日

- (2) 処分を受けた者
- 商号又は名称及び代表者の氏名 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 建設業の許可の番号
岡南建設物流株式会社 赤沢 俊輔 札幌市中央区南17条西12丁目1 - 1 般 - 10 石第16431号
- (3) 処分の内容
- 許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
- 申請者が建設業法第8条第8号及び同法第29条第1項第2号に該当する。

北海道告示第2180号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（港湾測量）
- 2 作業期間 平成15年10月10日から平成16年2月10日まで
- 3 作業地域 羽幌町

北海道告示第2181号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 路 線 名 新得町道北新内線
- 2 工 事 区 間 上川郡新得町字新内151番6地先から
上川郡新得町字新内153番8地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成16年1月5日

北海道告示第2182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道							
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域							
路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
養老牛計根別停車場線 北海道釧路土木現業所	標津郡中標津町字養老牛79番1地先から標津郡中標津町字養老牛216番1地先まで		前	16.90mから18.90mまで	1,058.85m	—	—
			後	22.30mから24.93mまで	1,058.85m	—	
	標津郡中標津町字養老牛216番1地先から標津郡中標津町字上標津90番1地先まで		前	16.90mから24.80mまで	941.88m	—	—
			後	16.90mから25.80mまで	941.88m	—	
本別海別海停車場線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町別海128番18地先から野付郡別海町別海129番3地先まで		前	14.53mから21.92mまで	417.88m	—	—
			後	17.89mから27.50mまで	417.88m	—	
清水大樹線 北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村元更別東4線104番地先から河西郡中札内村元更別東5線39地先まで		前	18.18mから18.18mまで	771.17m	—	—
			後	18.18mから37.78mまで	764.42m	—	
静内中札内線 北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署373林班は小班地先から河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署373林班は小班地先まで		前	7.00mから35.50mまで	55.00m	—	—
			後	7.00mから37.00mまで	55.00m	—	

北海道告示第2183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
道道 岩見沢停車場線	岩見沢市有明町1番14地先から	岩見沢市1条西4丁目5番2地先まで						平成15.12.26

北海道告示第2184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類

道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
養老牛計根別停車場線 北海道釧路土木現業所	標津郡中標津町字養老牛68番2地先から標津郡中標津町字養老牛79番1地先まで		前	13.00mから18.00mまで	800.00m	道道摩周湖中標津線 重複L=7.32m
			後	16.50mから23.50mまで	800.00m	道道摩周湖中標津線 重複L=7.32m
根室半島線 北海道釧路土木現業所	根室市歯舞2丁目157番地先から根室市歯舞3丁目9番1地先まで		前	14.05mから21.40mまで	163.44m	—
			後	16.25mから21.40mまで	160.67m	—

北海道告示第2185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・2・10号星が浦西通	釧路市星が浦南5丁目	釧路市鶴野	釧路市星が浦北4丁目
幹線街路	3・3・13号星が浦海岸通	釧路市星が浦南1丁目	釧路市大楽毛	釧路市大楽毛南1丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第2186号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道旭川土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 都市計画事業の種類及び名称

富良野都市計画道路事業（3・4・3号東5条通）

2 施 行 者 の 名 称

北海道

3 事務所の所在地及び名称

旭川市永山6条19丁目303番地 北海道旭川土木現業所

4 事 業 地 の 所 在

(1) 収 用 の 部 分 富良野市日の出町及び旭町地内 (2) 使 用 の 部 分 なし 北海道告示第2187号 都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。 その関係書類は、北海道函館土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成15年12月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・203号七重浜駅前通及び3・3・25号放射5号線） 2 施 行 者 の 名 称 北海道 3 事務所の所在地及び名称 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所 4 事 業 地 の 所 在 収 用 の 部 分 平成13年北海道開発局告示第74号の事業地のうち、七重浜1丁目地内において事業地を変更する。	
北海道告示第2188号 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定による公共下水道の工事の一部を次のとおり完了した。 平成15年12月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 公共下水道の名称 丸瀬布町特定環境保全公共下水道 2 工事の内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 紋別郡丸瀬布町東町42-1番地地先から金山221番地地先まで、金山220-1番地地先、東町92番地地先から85番地地先まで、新町488-1番地地先から東町245番地地先まで 3 工事の完了の日 平成15年11月10日	
公 表	
自治労旭川市浄化職員労働組合 執行委員長 田尾 悟から、平成15年12月15日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。 平成15年12月24日	
北海道知事 高 橋 はるみ 1 事 件 年末一時金の要求に関する係争 2 日 時 平成15年12月26日午前7時から午後4時及び平成15年12月29日午前7時から午後4時までの期間 3 場 所 協業組合旭川浄化において、自治労旭川市浄化職員労働組合の組合員が従事する全職場 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成15年5月20日北海道公表）の一部を平成15年12月15日付けで変更したので、公表する。 変更後の「北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」は、省略し、その内容を北海道水産林務部漁業管理課及び各支庁経済部水産課（石狩支庁にあっては経済部水産室、上川支庁及び空知支庁にあっては経済部林務課）に備え置いて縦覧に供する。 平成15年12月24日 北海道知事 高 橋 はるみ	
札幌医科大学告示	
札幌医科大学告示第87号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年12月24日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 札幌医科大学情報ネットワークシステムLAN機器（基礎医学研究棟、保健医療学部棟）の賃貸借 一式 （1月当たりの単価） (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年3月26日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年3月25日を限度に当該契約期間を延長することがある。 (4) 納 入 場 所 札幌市中央区南1条西16～17丁目 札幌医科大学 2 入札に参加する者に必要な資格	

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 過去2年間に国又は地方公共団体と情報ネットワークシステムについての賃貸借契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 過去2年間に大学と情報ネットワークシステムについての賃貸借契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成15年12月24日から平成16年1月23日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局企画課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局企画課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学本部棟4階入札室（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局企画課）
- (2) 入札日時 平成16年2月3日（火）午前10時（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、平成16年2月2日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに札幌医科大学長から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札金額に係る消費税等の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。)
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 札幌医科大学事務局企画課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2239
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
- (7) この入札の入札執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : Lease of main switches (Basic Medical Research Building, School of Health Sciences Building) in Sapporo Medical University local area network 1 set B . Bit tendering date and time : 10 : 00 A. M., February 3, 2004 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P. M., February 2.) C . Contact : Planning Division, Administration, Sapporo Medical University. Nishi 17-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan Phone : 011-611-2111 Extension 2239	(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等又は電報による入札 認めないものとする。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町 6 番10号 電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。
道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示 北海道釧路土木現業所告示第11号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年12月24日 北海道釧路土木現業所長 長 栄 作 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 伸縮型視線誘導標 500本 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成16年1月30日まで (4) 納 入 場 所 北海道釧路土木現業所事業部事業課 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 釧路土木現業所 3 階会議室 (2) 入 札 日 時 平成16年1月9日 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税	道教育庁釧路教育局告示 北海道教育庁釧路教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年12月24日 北海道教育庁釧路教育局長 木 村 征 範 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 物品等の名称 パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（普通科） (2) 落札を決定した日 平成15年11月25日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 日立キャピタル株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号 (4) 落札金額（1月当たりの単価） 229,740円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁釧路教育局告示第7号 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道釧路市浦見2丁目1番1号	北海道警察本部告示第179号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年12月24日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 ア 掛布団（カバー付き） 165枚 イ 敷布団（カバー付き） 165枚 ウ 敷布 660枚 エ 枕（カバー付き） 330個 オ 毛布 330枚 カ 枕カバー 990枚 キ 掛布団カバー 330枚 ク タオルケット 330枚 (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成16年3月5日 (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入 札 日 時 平成16年1月8日 午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。						
道旭川方面公安委員会告示							
北海道旭川方面公安委員会告示第58号 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。 平成15年12月24日 北海道旭川方面公安委員会委員長 吉 田 裕 <table><tr><td>氏 名</td><td>住 所</td><td>活 動 区 域</td></tr><tr><td>本 間 善 三</td><td>上川郡上川町栄町75番地</td><td>旭川方面旭川東警察署管内</td></tr></table>		氏 名	住 所	活 動 区 域	本 間 善 三	上川郡上川町栄町75番地	旭川方面旭川東警察署管内
氏 名	住 所	活 動 区 域					
本 間 善 三	上川郡上川町栄町75番地	旭川方面旭川東警察署管内					
道 警 察 本 部 告 示							

- 6 郵便等又は電報による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 そ の 他
(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- 11 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- 12 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- 13 この入札の執行は、公開する。
- 14 詳細は、入札説明書による。

正 誤

○平成15年11月29日（号外第67号）
北海道企業管理規程第6号（北海道企業職員給与規程の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
1 右 28

誤 295,100
正 296,100

○平成15年11月18日（第1520号）
北海道告示第1992号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
72 右 6
誤 主伐は、択伐による。
正 主伐に係る伐採種は、定めない。